

福岡県公報

平成二十九年十月三十一日
第三千九百三十九号
増刊
①

目次

規則 (第五十二号)

○福岡県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例施行規則

(障がい福祉課) …………… 一

規則

福岡県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例施行規則を制定し、ここに公布する。

平成二十九年十月三十一日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第五十二号

福岡県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、福岡県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例（平成二十九年福岡県条例第十一号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則で使用用語は、条例で使用用語の例による。

(委員会の委員)

第三条 条例第十七条第一項に規定する福岡県障がい者差別解消委員会（以下「委員会」という。）の委員（以下「委員」という。）は、障がいのある人の人権の擁護に優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

2 前項の委員のうちには、次に掲げる者を含まなければならない。

- 一 学識経験を有する者 一人
- 二 福祉に係る実務経験を有する者 一人
- 三 弁護士 一人
- 四 障がいのある人又はその保護者 一人
- 五 事業者 一人

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は再任することができる。

(委員会の会長及び副会長)

第四条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によってこれを定め、副会長は、委員の中から会長が指名する。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第五条 委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員会の庶務)

第六条 委員会の庶務は、福祉労働部障がい福祉課において処理する。

(助言又はあつせんの申立て)

第七条 条例第十九条の規定による助言又はあつせんを求める申立てをしようとする者は、助言（あつせん）申立書（別記様式）を委員会に提出しなければならない。ただし、当該申立書の提出をすることができないと認められる場合にあっては、助言又はあつせんの申立てを口頭ですることができるものとする。

(委員会に関する補則)

第八条 第三条から前条までに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員に諮って定める。

(勧告)

第九条 条例第二十四条の規定による勧告（以下「勧告」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

- 一 勧告の対象となる事業者又は行政機関等の名称並びに代表者の氏名及び所在地
- 二 勧告の原因となる事実
- 三 勧告の内容
- 四 その他知事が必要と認める事項

(公表)

第十条 条例第二十五条第一項の規定による公表は、次に掲げる事項について、福岡県公報への登載その他知事が適当と認める方法により行うものとする。

- 一 勧告に従わない事業者又は行政機関等の名称並びに代表者の氏名及び所在地
- 二 公表の原因となる事実
- 三 勧告の要旨
- 四 その他知事が必要と認める事項

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式（第七条関係）

助言(あっせん)申立書

年 月 日

福岡県障がい者差別解消委員会会長 殿

申立人 住 所

氏 名

印

連絡先

福岡県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例第 19 条の規定に基づき、下記のとおり助言(あっせん)の申立てをします。

記

- 1 事案に係る障がいのある人
 - (1) 住所
 - (2) 氏名
 - (3) 申立人との関係
- 2 障がいを理由とする不利益な取扱いを行ったとされる者
 - (1) 所在地(事業者又は行政機関等の主たる事務所の所在地)
 - (2) 氏名(事業者又は行政機関等の名称及び代表者の氏名)
- 3 事案の概要
- 4 求める助言(あっせん)の内容
- 5 その他参考となる事項